

## 特別解説

# 上場会社監査事務所登録制度 と監査法人

### はじめに

上場会社監査の担い手の裾野の拡大といった会計監査を取り巻く環境変化を踏まえ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入などを内容とする「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号。以下「改正法」という。）」が、2022年5月18日に公布された。日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）では、この改正法を踏まえ、2023年4月1日から上場会社等監査人登録制度を運営している。この制度では、監査法人又は公認会計士が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うときは、JICPAによる登録審査を経たうえで、上場会社等監査人名簿への登録を受けなければならないこととされている。このため、上場会社等は、監査法人又は公認会計士と財務書類に係る金商法の監査証明業務の契約を締結するにあたっては、当該監査法人又は公認会計士が、上場会社等監査人名簿に登録されているかどうか、あらかじめ確認が求められることになる。

JICPAによる、みなし登録上場会社等監査人（上場会社監査事務所登録制度が創設される以前から上場会社の監査を行っていた監査法人）の審査は2025年7月に完了し、2025年7月以降に新規に登録申請を行った監査法人も併せて、上場会社監査人が出そろった。上場会社監査事務所名簿への登録審査の過程では、監査法人に

おける品質管理体制の重要な不備等により、上場会社監査事務所名簿への登録を拒否される、あるいは登録を断念する監査事務所も複数見られ、それらの事務所による監査を受けていた上場会社は、会計監査人の交代を余儀なくされることとなった。

### 上場会社監査人登録制度の概要

上場会社等監査人登録制度は、

- ① 上場会社等の監査を行う監査事務所（監査法人又は公認会計士）を法律上の名簿（公認会計士法第34条の34の2の「上場会社等監査人名簿」をいう。）に登録し、
- ② 登録を受けた監査事務所（以下「登録上場会社等監査人」という。）に対して“高い規律付け”を求め、
- ③ 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかをJICPAが確認し（以下「適格性の確認」という。）、
- ④ 必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消しなどを行うことを通じて、会計監査の信頼性確保に寄与することを目的とした制度である。

登録の申請が承認された監査事務所は、上場会社等監査人名簿に登録され、登録上場会社等監査人となる。上場会社等監査人名簿はJICPAに備え置かれ、公衆の縦覧に供されている（ウェ